

国保・年金だより

国民健康保険加入・脱退の手続

加入・脱退の際には、次の書類と合わせて表中の書類を持参のうえ、手続をしてください。

- 世帯主および加入者または脱退者全員分の個人番号が分かるもの
- 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)

※別世帯の方が手続する場合は、委任状が必要です。

【加入】

こんなとき	手続に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	社会保険等資格喪失証明書(職場の健康保険をやめたことが分かる書類)
職場の健康保険の扶養からはずれたとき	社会保険等資格喪失証明書(扶養からはずれたことが分かる書類)
利府町に転入したとき	転出証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

【脱退】

こんなとき	手続に必要なもの
職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険証または資格確認書・資格情報のお知らせ、国民健康保険証
職場の健康保険の扶養になったとき	国民健康保険証
利府町から転出するとき	国民健康保険証
生活保護を受けるとき	保護決定通知書、国民健康保険証

その他、出生、転居、世帯が分離または合併したときなども届け出が必要です。

なお、職場の健康保険加入による国民健康保険からの脱退の手続については、役場窓口に来庁することなく郵送やインターネットでも手続できます。(転出による脱退の手続は窓口へご来庁ください)

詳しくは町ホームページをご覧ください。▶



修学のための特例

利府町の国民健康保険に加入中の方が、大学等に修学のため他の市区町村に住所を異動する場合は、引き続き親元の国民健康保険を使用するための手続が必要です。

また、卒業などにより学生でなくなった場合や他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退手続が必要です。

■手続に必要なもの

○修学のための特例の手続の場合

在学証明書
(令和7年4月1日以降に発行されるもの)

○国民健康保険脱退の手続の場合

社会保険等の新しい健康保険証や
資格確認書・資格情報のお知らせ

○共通で必要なもの

- ・世帯主および該当者の個人番号が分かるもの
- ・窓口到手続に来る方の本人確認書類(運転免許証等)
- ・国民健康保険者証

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340

国民年金の届出

年金の加入者は、職業などによって3つの種別に分かれており、種別が変わるときは届出が必要になります。必要な書類等は各届出先にお問い合わせのうえ、早めに届出をしましょう。

第1号被保険者(自営業、農林漁業、学生、フリーターの方など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

第2号被保険者(会社員や公務員の方)

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職したとき	第1号被保険者	町民課 国保年金係
退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

第3号被保険者(第2号被保険者である配偶者に扶養されている方)

こんなとき	変更後の種別	届出先
収入が増えるなどして、扶養からはずれたとき	第1号被保険者	町民課 国保年金係
扶養している配偶者が65歳になったとき		
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
扶養している配偶者の加入する年金制度が変わったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340 仙台東年金事務所 ☎257-6111